

地域公共再生可能エネルギー活用事業のすすめ方

地域環境権に基づき、まちづくり委員会や自治会などの地区住民団体が、飯田市と一緒にになって事業を行うことができます。

みんなで発電した電気を売って、地域に役立つ事業を始めるとき。

①地区住民で話し合い

- みんなの合意が必要です。
- 目的、課題、役割分担を決めます。

②市に申請

- 市の窓口会員からアドバイスを受けた後、市の立候補事務に認定されます。

事業決定

③資金調達・工事

- 資金が必要な場合は、市金・銀行からお金が借りやすくなります。
- 市販ファンドが活用しやすくなります。
- これを活用して、工事が始められるようになります。

完成!!

④持続可能な地域づくり

- 地元の収入を確保します。
- 事業の収益によって、自分たちがやりたい地域づくりに取り組みます。

収入と支出のイメージ

大切なポイント

- ★ 地区のみんなでしっかりと計画を立てる。
- ★ 協力してくれる企業や団体を探してみよう。
計画が具体的になったら、環境モデル都市推進課に相談しよう!

地域の自然資源を地域で適切利用するために 平成25年4月に条例を制定

地域環境権

~再生可能エネルギーの導入による持続可能なまちづくりに対する条例~

燃料供給権ってなんですか?

- 地元の資源を守り育てるためのアドバイスが受けられます。地域が、住民権限を有する方法で、みんなで資源を守るために条例です。
- 市が資源を行うための支援を受ける権利です。

どんな支援が受けられるのですか?

- 市が地元資源を守るためにアドバイスや指導を行います。
- 資源地にアドバイスが受けられます。(持続性、安全性、資源保護を目的としています)
- 市と協働して行う事業に応じて、公共料のある事業として社会が利用できるあります。

賃用が得られるはどうなるの?

- 公設施等や門にコンビニの機能をもつて賃用料で貸すだけです。
- 資源地にアドバイスが受けられます。(持続性、安全性、資源保護を目的としています)
- 市と協働して行う事業に応じて、公共料のある事業として社会が利用できるあります。

津川町を活用するための賃用料として、市から1,000万円の公設施等を貸すことがあります。

*1 環境文化都市 今後約10年～20年という経営期を見通して実施する都市像である「美しい」自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民・事業者・行政など多様な主体の積極的な参画と行動によって愛く、人も自然も輝く個性ある飯田市（2007年3月23日宣言）

*2 環境モデル都市 全体を住民社会に軽減していくために、温室効果ガスの大気削減など良い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジするモデル都市として飯田市が選定された自治体。

*3 文化経済自立都市 環境文化都市の前提条件として第2次基本構想基本計画で目指す都市像である「高い付加価値のある経済活動が生まれ、個性的で財力ある歴史文化が受け継がれている都市」

*4 定住自立基盤型 館林の中心市と周辺町村が一対一の連携を締結し、生活に必要な機能を構築しネットワークの考え方で分割分担するなど、それぞれの特色を生かしつつテーマごとの共同経営を進め、自立した生活圏域を構築していくもの。若者達が定住し、多彩な「人財」が将来にわたり往来し、活力にあふれ美しく、心が響きあい、安心して暮らすことができる地を目指す。

長野県 飯田市 市民協働環境部 環境モデル都市推進課

TEL.0265-22-4536 FAX.0265-22-4673

E-Mail ● sakugen_co2@city.iida.lg.jp

URL ● <http://www.city.iida.lg.jp/>

Copyright (c) 2014.06 IIDA CITY OFFICE. All Rights Reserved.



飯田市

「分権型エネルギー自治」による持続可能な地域づくりを目指して

第2次飯田市環境モデル都市行動計画

リニア時代を見据えた 「分権型エネルギー自治」からの持続可能な地域社会を目指して

「環境モデル都市」飯田市では、持続可能な低炭素社会を創造し、すべての者が豊かな自然と調和し、環境が文化として定着した『環境文化都市』を実現するため、「環境」をすべての政策の基本に置き、多様な主体の協働により、第5次基本構想に掲げる『文化経済自立都市』へ取り組んでいます。第2次飯田市環境モデル都市行動計画では、「分権型エネルギー自治」を基本理念に据え、リニア時代にふさわしい環境モデル都市の実現に向けて、市民との協働により取り組みを推進します。



飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な 地域づくりに関する条例による「分権型エネルギー自治の推進」

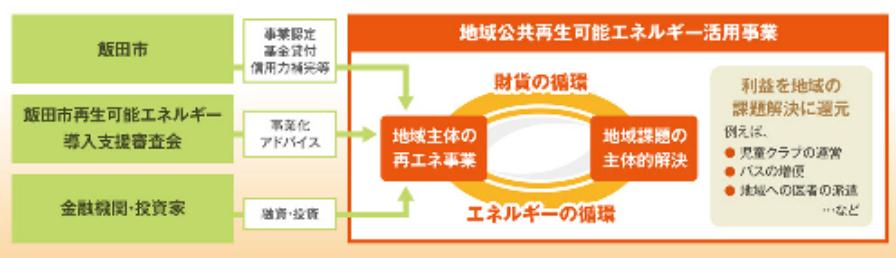
地域の豊富な再生エネルギー資源と地域で育んできた高い（田舎力）を活用して、市民自らがエネルギー事業に主体的に参画する「分権型エネルギー自治」を推進し、低炭素で活力ある持続可能な地域づくりを推進するために「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を作成。

地域環境権を市民に保障

- 再生エネによる電気の全量固定価格買取制度（FIT）を、市民が主体的・公益的に利活用できる制度
- 再生エネ資源の活用に関する「市民」「団体・事業者・市民団体等」「行政」の役割を明確化

再生エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、市民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利がある。

条例で、市民を中心とする多様な主体が取り組む再生エネによる地域づくり事業を、市長が「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として決定し、公民接営事業として支援



飯田市環境モデル都市・行動計画概要

2050年 | 地域全体から排出される温室効果ガスを2005年対比で70%削減

温室効果ガス排出削減目標

2030年 | 排出の著しい家庭部門からの温室効果ガスを2005年対比で40~50%削減

市民主体の創エネ活動が支える「分権型エネルギー自治」からの持続可能な地域づくり

市民が条例を積極的に活用し、その支援を受けて、「太陽光」「木質バイオマス」「水力」のエネルギー利用に取り組むことで、市民主体の創エネ活動が支える「分権型エネルギー自治」を推進する。

- 市民、事業者主体の太陽エネルギー利用の推進
- 木質バイオマス資源の地域内循環利用の推進
- 地域コミュニティの自立につなげる小水力発電の推進
- 環境配慮企業を主体とする創エネの推進

「分権型エネルギー自治」を支える省エネエネルギーの推進とライフスタイルの低炭素化

省エネエネルギーの推進、移動手段の低炭素化の推進、市民の日常的なエコライフ活動を推進することで、地域全体のエネルギーを抑制する。

- 長野県地球温暖化対策条例の制度等を活用した建築物の省エネ化
- 旧飯田測候所、りんご並木のエコハウスを拠点とする低炭素ライフスタイルの発信
- 地域ぐるみ環境ISO研究会と連携した事業所での省エネ推進
- 自転車市民共同利用の推進や次世代自動車普及による移動手段の低炭素化

「分権型エネルギー自治」を推進する基盤整備と実証

既存のエネルギー供給と再生エネをはじめとする分散型エネルギーによる供給とのベストミックス、省エネ推進によって、エネルギーを最適に利用する基盤整備を推進する。

「分権型エネルギー自治」の視点に立つ持続可能な地域づくりを推進する社会関係資本の構築

分権型エネルギー自治の推進を担う人材を育成し、一人ひとりが自らのエネルギー利用に参画する意義を市民と共有しながら、分権型エネルギー自治を推進する社会関係資本を構築する。

- 条例の支援による地域エネルギービジネスの創出
- 地域エネルギービジネスの創出に必要な先端的知見の蓄積と体系化
- 地域エネルギービジネス主体の活動ルールの明確化
- 分権型エネルギー自治モデルの水平展開